

トルコの名誉殺人

村上薫

トルコでは二〇〇〇年代に入り、名誉殺人が社会問題化した。背景には女性の人権にたいする国際世論の高まりがある。刑法改正による厳罰化など防止策が講じられて

いるものの、新聞の社会面では毎日のように名誉殺人の記事をみかける。名誉を理由に女性が夫や兄弟、父親、従兄弟たちによって殺される、この陰惨な事件をどのように理解したらよいのだろうか。トルコの名誉殺人について、その実態と国内での議論を報告する。

●ナームスとは何か

名誉殺人とは、親族女性の名誉を傷つけられた男性が、自身や家族の名誉を回復する手段として、婚前の性関係や妻の不貞など不道徳とされる行為に及んだ女性を、ときには相手の男性も共に殺害す

るといふものである。トルコを含む中東諸国や南アジア、あるいはこれらの国から欧米諸国への移住者のコミュニティでも、同様の殺人が報告されている。

トルコでは、名誉殺人は「ナームス殺人」(namus cinayeti、英訳は honor killing) あるいは「因習殺人」(töre cinayeti、customary killing) と呼ばれる。ナームスとは、トルコ語で名誉を指す。トルコにおける名誉殺人とはつまり、ナームスを理由とする殺人である。

文化人類学者の定義によれば、ナームスとはギリシャ語で法や掟を意味するノモスを語源とし、狭義には親族の女性のセクシュアリティの保護と管理を通じて維持される、個人や集団(家族・親族、村落共同体、民族など)の名誉を

意味する。ある女性のナームスは、彼女の家族や親族全体のナームスでもあることになる。たとえばある女性が結婚前に性交渉をもつ等の行為に及んだ場合、あるいは実際に行為に及ばなくとも憶測が

人々の口の端にのぼること、彼女と彼女の親族全体のナームスは傷ついてしまう。広義のナームスは、正直さ、人の道にかなっていないことやそのことよって尊敬されること、自尊心などを含み、名誉の文化を構成するもう一方の名誉であるシェレフ (şeref) と重なることされる(参考文献⑥)。

ナームスはイスラム以前に起源をもつが、ナームスを守ることはしばしばイスラムの教えとして語られる。類似の概念は、地中海沿岸地域から中東、南インドにかけての地域を中心に、広く観察され

る。

文化人類学者らによってこのように説明されてきたナームスであるが、その解釈は時代や階層によって多様であり、変容していることに注意したい。やや古いデータだが、二〇〇二年に首都アンカラの名門でリベラルな学風で知られる中東工科大学の学生にたいして新聞社が行った意識調査がある。

この調査によると、「未婚女性が処女を保つことはナームスの条件か?」という問いにたいし、男子学生の七四%、女子学生の実に九六%が処女性とナームスは無関係であると回答している。こうした数字は、若い知識層のあいだでは性の自由化が進み、ナームスは親族集団からも身体からも切り離された、個人的で精神的な価値として捉えられつつあることを示唆している(二〇〇二年八月四日付 *Hürriyet* 紙)。

また、筆者が調査している貧しい地方出身者が多く住むイスラタンブルのある地区では、夫が妻をよその男性から守ろうとすることは、ナームスを守る行為であると同時に、妻に対する夫の愛情のあらわれだと考える女性もいた。彼女にとつてナームスは、親族の体面よりも、

夫婦の愛情に関係するものとして理解されているのである（参考文献⑦）。

●名誉殺人―ナームスを理由とする殺人―

冒頭で述べたように、トルコの名誉殺人とはナームスを理由とする殺人である、とひとまずいうことはできる。だが、ナームスの解釈にこうした揺れがあることを考えるなら、どの事件を名誉殺人と呼ぶのか判断するのはそれほど簡単ではないことに思い至る。名誉殺人の範囲をどこに設定するかが問題となるのである。ただしこの問題は、殺害した本人の供述や事情を知る周囲の人びとの解釈に従うことでさしあたり解決可能だろう。

ややこしいのは、ナームスを理由とする殺人の呼称が一定せず、かつ指す内容が話し手によってまちまちなことである。後述するように、最高裁判所はナームスを理由とする殺人のうち、親族の合議にもとづく殺人を「因習殺人」、個人の意思による殺人を「ナームス殺人」として区別し、前者は刑をより重くする判断を示した。最高裁は判断の理由を明らかにして

いないが、親族の合議を基準とする背景には、親族の体面を保つために、過ちを犯した娘を周到な準備のうえで計画的に殺すのは忌むべき犯罪であり、同じくナームスが理由であっても個人的な名誉感情にかられて彼女に手をかけるのとは違う、という認識を読み取ることができよう。

だが、こうした区別が広く共有されているわけではない。フェミニズムの立場に立つ研究者や活動家は、ナームスを理由とする殺人はすべて「ナームス殺人」と呼ぶことが多い。これは、ナームスはトルコ社会で広く共有された価値観であり、トルコの女性であれば誰でもナームスを理由に暴力をふるわれる可能性があるという考え方にもとづく。逆にマス・メディアはナームスを理由とする殺人は、嫉妬や一時的な激情、つまり個人的な感情による殺人も含め、すべて「因習殺人」と名づけて報道する傾向がある。理由として、「因習」のほうがより扇情的で人目を惹く、あるいは社会の後進性を糾弾する姿勢を示す等が考えられるだろう。呼称と定義をめぐるこうした錯綜した状況は、ナームスを理由とする殺人にたいする社会の共通理

解がいまだ醸成されていないことを示している。本稿では混乱を避けるため、以下では定義のいかんにかかわらず「ナームス殺人」あるいは「因習殺人」と呼ばれる殺人を、まとめて名誉殺人として扱うことにする。

●誰が誰を、なぜ殺すのか

名誉殺人はどれほどの規模で起きているのか。二〇〇八年に政府は初めて名誉殺人の調査を実施した。首相府人権局によるこの調査によれば、二〇〇三―〇七年の「因習およびナームス殺人」(Özellikle namus cinayetleri)の発生件

数は、年間二〇〇件前後で推移している。地域別にみると、五年間の合計一四八件のうち、三大都市を擁するイスタンブール(一六七件)、アンカラ(一四四件)、イズミル(一二二件)の各県が最も多く、合計で三八%を占める。人口一万人あたりの発生件数では、東南部(四・四人)とイズミル県を含むエーゲ地域(四・三人)が最も多かった(参考文献①)。名誉殺人は、国内でもっとも開発の遅れた東南部や大都市に移住した主にクルド系からなる東南部出身者のあいだで多いといわれるが、こ

れらの数字はそれをある程度裏付けている。

ただし、この種の統計的データを扱う際には注意も必要である。名誉殺人はしばしば事故や自殺、失踪として処理されるからである。たとえば女性を納屋などに閉じ込め、農業を渡して自殺を強要するのは名誉殺人の典型のひとつだが、警察は決定的な証拠がなければ他殺ではなく自殺として処理してしまう。密かに殺害し、失踪として警察に届け出た場合も同様である。したがって実数はこれを上回っている可能性が高い。

テレビ局のプロデューサーとして名誉殺人を犯した服役囚への取材に成功したアイシユ・ヨナルは、彼らや家族へのインタビューをもとにすぐれたルポルタージュをまとめていく(参考文献⑧)。ヨナルが紹介する事例では、犯行は一時的な激情ではなく、長い時間をかけて計画が立てられ実行される。周囲も事前に計画の噂を耳にしていることが多い。親族が、不始末を犯した娘の処遇について話し合っている、最終的に年長男性が決断を下す。殺害の役割は、しばしば娘の弟や従弟に与えられる。未成年者は刑が軽くてすむからである。た

だしそうした親族の合議がなくても、周囲からの無言の圧力が犯行に向かわせることもある。彼らは親族や知人たちから娘や妹が町の噂になつていとあてこすられ、彼女たちを始末しなければ男として顔をあげて歩けないと思ひ詰めて犯行に至るといふ。

名誉殺人の実行者は、親族からの尊敬を集め、刑務所でも看守たちから一目おかれて優遇されるといわれる(二〇一三年一月一日付 *Milliyet* 紙)。だがヨナルによれば、犯行後、後悔に苛まれる、あるいは共犯者にされることを恐れる周囲から手の平を返したように冷淡に振る舞われ、孤独に苦しむものもある。マス・メディアの報道ではその残酷性が強調される名誉殺人だが、ヨナルは加害者もまた被害者ではないかと問いかけるのである。

名誉殺人は、ナームスの名のもとに様々な理由で女性を殺すことを(少なくとも関係者とその周囲の人びとのあいだで)正当化することも重要である。一九九七年の設立以来、名誉殺人などの暴力からの女性救済に取り組んできたNGOで、現在、東部および東南部の二三県で活動を展開するKAM

ERは、殺害の危険を察して助けを求めてきた女性たちからの聞き取りをもとに、名誉殺人の理由が多岐にわたることを指摘している。これによれば、婚前の性的関係や妻の不貞だけでなく、家族が決めた結婚を拒む、暴力をふるう夫からの離婚を望む、夫や親族男性の暴力に抵抗する、彼らのいいつけを守らないといったことから、暴力の理由になりうる。こうした事例に接し、KAMERはナームスを、男性が女性を従属的地位に置き、男女平等を妨げるための行動規範だと説明するにいたっている。さらに、レイプや近親相姦などの性暴力の事実を隠すために、周囲に名誉殺人と偽るケースもあるという(参考文献③)。

●政府の対応

政府も手をこまねいているわけではない。

一九九八年の四三二〇号家族保護法(DV法)を皮切りに、処女検査の原則禁止(一九九九年)、刑法改正(二〇〇四年)、六二八四号改正家族保護法(改正DV法)(二〇一二年)など、女性への暴力に対処するための法制度づくりが進められてきた。

ただし法制度が整えられても、運用がともなわなければ現実とは動かない。家族から暴力を受ける、あるいは殺害の危険を察知した女性が警察に駆け込んで、女性は家族のもとにいるべきだと考える担当者が彼女を家族のもとに返し、その結果、家族が逆上して暴力がさらにエスカレートするという悲劇は珍しくなかった。そうした事態を防ぐため、首相府は「女性にたいする暴力―因習殺人とナームス殺人防止についての首相府サーキュラー」(二〇〇六年)で関係

省庁に女性にたいする暴力を人権問題ととらえ、これを防止するための具体的な行動の必要性を周知した。家族の暴力から逃れてきた女性を保護するためのシェルターの設置も進み、国が運営するシェルターは二〇一〇年に四三(収容人数九四三人)から一二年には六〇(同一四二七)に増加した。

名誉殺人に関連するもつとも重要な法制度は刑法である。旧刑法は女性の身体とセクシュアリティを法による管理の対象とし、それによって名誉殺人を事実上正当化する制度として、人権団体やフェミニスト活動家たちから糾弾されてきた。トルコは一九九九年にE

Uの正式な加盟候補国となったことにより、EUから刑法を含む法制度のEU標準化を求められることになる。二〇〇四年の刑法改正およびこれに先立つ部分的法改正では、名誉殺人を含む、女性の身体とセクシュアリティに関連する条項の大幅な修正が実現したが、国内の人権団体やフェミニスト活動家の働きかけに加え、EUの圧力が、その推進力となった。

●旧刑法のなかのナームス

では旧刑法のなかで、女性の身体とセクシュアリティはどのように扱われてきたのだろうか。

旧刑法は、トルコ共和国の建国(一九二三年)後まもない一九二六年に、当時のイタリア刑法を範として制定された。旧刑法の特徴は、女性の身体とセクシュアリティを彼女自身ではなく、彼女の家族(とりわけ父親と夫)と社会に帰属するものという原則にたち、セクシュアリティ、とりわけ女性のセクシュアリティを公的秩序にたいする脅威とみなして法による管理の対象としたことにある。

女性のセクシュアリティを公的秩序と関連づけ管理しようとする旧刑法の発想は、性犯罪の扱い

に典型的にみて取ることができ
る。レイプや性的虐待などの性犯
罪に係る条項はすべて「個人
にたいする罪」ではなく、「社会
にたいする罪」の章の「一般良識
と家族秩序 (adab-ı umumiye ve
hizam-ı aile) にたいする罪」の部
に入れられた。レイプを指す言葉
としては、今日トルコで一般的
な表現である fecaviz (暴行) で
はなく、ırza gecmek (名誉の侵
犯。Irza は性的な名誉や清浄さの
意) が用いられた。この表現は、
レイプが被害者個人の身体の統合
性(自分の身体は自分のものだ
という感覚)への侵犯よりも、女性
の性的な清浄さやそれを守れない
ことによる彼女や彼女の親族の名
誉への侵犯として捉えられたこと
を示している。旧刑法においては、
性犯罪の中心的な概念を構成する
のは名誉や清浄さであり、女性を
性犯罪から守ることよりも男性や
家族の名誉を守ることに重きが置
かれていた。

こうした性犯罪理解のもとで
は、たとえば夫婦間レイプは名誉
の侵犯とはみなされず、したがっ
て罪とはされない。また女性をレ
イプする、あるいは(結婚やレイ
プを目的として)誘拐しても、被

害者女性と結婚すれば、犯人の刑
は執行が猶予された。これは、誘
拐されたりレイプされた女性は名
誉が傷つくが、レイプ犯と結婚す
れば彼女の名誉は回復され、彼女
にたいする暴行もなかったことに
なるという論理による。集団レイ
プの場合も、犯人の一人が被害者
と結婚すれば、全員が起訴を免れ
た(旧刑法四三三四条)。人権擁護
やフェミニズムの立場に立つ論者
は、これらの規定を、レイプや誘
拐にたいする制裁であると同時に、
被害者女性と結婚すれば刑の執行
が猶予されると留保をつけること
を通じて、男性が結婚を拒む女性
を誘拐しレイプすることを後押し
し、被害者女性にレイプ犯との結
婚を実質的に強要するものである
として、厳しく批判した。

旧刑法にはまた、一九九〇年に
違憲判決が下されて廃止されるま
で、殺人の被害者が売春を行って
いた場合、刑を三分の一に減刑す
るという条項も存在していた(旧
刑法四三三条)。

では、この旧刑法のなかで名誉
殺人はどのように扱われてきたの
だろうか。実は旧刑法は名誉殺人
に明示的には言及していない。だ
が、次の二つの条項によって実質

的に名誉殺人の減刑が認められて
いた。

ひとつは四五三条である。これ
によれば、本人や妻、母、娘、孫
娘、養女、姉妹のナムスを購う
ために非嫡出子の新生児を殺害し
た場合、情状酌量の余地を認めら
れ、刑期が短縮された。レイプな
どにより生まれた子を殺しても、
ナムスを回復するための行為と
して大目にみられたのである。

もうひとつの四六二条は、被害
者が婚外の性交渉や「不適切な性
的関係」を持っていた場合、最大
八分の七の減刑を認める、とい
うものである。「不適切な性的関係」
は条文中で定義されておらず、何
をもって不適切とするかは判事の
裁量にゆだねられた。この四六二
条はEUからの強い要請により、
刑法改正に先立つ二〇〇三年に廃
止された。

● 刑法改正 — 「因習殺人」の 厳罰化

改正刑法(法律五三三七号)の
成立(二〇〇四年九月二六日)、
およびそれに先立つ部分的な法改
正により、旧刑法における女性の
身体とセクシュアリティの扱いは
大きく修正されることになった。

まず、性犯罪に関する条項は
「個人にたいする罪」の章の「性
の不可侵性にたいする罪」の部に
入れられた。刑法改正を求めるフ
ェミニストのロビー活動の先頭に
立ってきたイルクカラジャンはこ
れについて、女性の身体とセクシ
ュアリティは彼女自身に所属する
として身体の不可侵性を男女に平
等に認める考え方が、刑法にはじ
めて盛り込まれたと評価している
(参考文献②)。

名誉殺人については、旧刑法で
実質的に名誉殺人を減刑してきた
条項(四五三条、四六二条)は廃
止され、かわって「因習を動機と
する殺人」が、故意の殺人のなか
でも近親、妊婦、未成年者および
心身障害者の殺害、血讐、残酷な
殺人などと並ぶ「重大な犯罪」(八
二条)とされて、終身刑が適用さ
れることになった。改正刑法では
死刑が廃止され、終身刑はもつと
も重い刑である。こうして、名誉
殺人は「因習殺人」として、旧刑
法における減刑の対象から一転し
て、厳罰化の対象となった。
ただしこれでフェミニストの要
求がすべて実現したわけではない。
肝心の「因習殺人」の要件は明記
されず、何を「因習殺人」とみな

すかは判事の裁量にゆだねられることになったからである。

イタリア刑法を範とするトルコ刑法は、「不当な挑発」(hakisiz tahrik)を受けて罪を犯した場合に減刑を認めている。そのため、判事の裁量で「因習殺人」ではないとされれば、ナームスを理由とする殺人が再び減刑される可能性があった。実際に旧刑法では、判事が「不当な挑発」条項(五一一条)をしばしば名譽殺人に適用してきた。改正刑法は、その二九条で「不当な挑発」の範囲を「不当な行為」を受けた場合に限るとして旧刑法よりも狭く設定し、法の趣旨(Gesetz)を「我が国で因習殺人およびナームス殺人と呼ばれる親族内の殺人の罪にたいし、不当な挑発による減刑が誤ったかたちで適用されることを防ぐ」とにあるとしている。しかし、八二条に照らして「因習殺人」ではないと判断されれば、「不当な挑発」条項が適用されて、たとえナームスを理由とする殺人であっても減刑される可能性があった。

再び減刑の道が開かれることを危惧した人権団体やフェミニストは、名譽殺人への「不当な挑発」条項の適用を確実に不可能にする

ため、定義が不明な「因習殺人」ではなく、ナームスを理由とする殺人はすべて「重大な犯罪」として扱うよう、法の修正を要求してきた。だが現在まで修正は行われていない。

彼らの懸念はやがて現実のものとなった。新聞報道によれば、刑法改正後、最高裁はいったん親族合議(aile meclisi: aileは「家族」を意味する一般的な語だが、より広い「親族」を意味する場合もある。確認できなかったが、最高裁は定義せず使ったと思われる)を「因習殺人」の要件とする判断を示したものの、その後はナームスを理由とする殺人はすべて「因習殺人」として扱い、「不当な挑発」を事由とする減刑条項を適用しなかった(二〇一一年六月一日付Millet紙)。しかし、二〇一一年に最高裁は、親族合議を「因習殺人」の要件とする定義を再び採用し、ナームスを理由とする殺人のうち、この定義にあてはまらない殺人に減刑の可能性もたらしたのである。

●最高裁の方針転換

この発端となる事件は東北部のエルジンジャン県で起きた。

被害者男性Gは女友達Nと交際していたが、Nの家族は彼女をCと婚約させた。しかしその後もGとNはひそかに交際を続けた。これを知ったCはGを呼び出した。Cは、「Nとの逢引は楽しかった」というGの言葉に逆上し、持参したピストルで彼を撃ち殺した。

エルジンジャン裁判所重罪法廷は、Cの犯した殺人は「因習殺人」であるとしてCに終身刑を言い渡したが、その後、GからCにたいして「不当な挑発」があったと認め、刑を二〇年に減刑した。しかし上訴を受けた最高裁第一刑事小法廷はそのような「不当な挑発」はなかったとし、Cは「因習とナームスを守る目的で」殺人を犯したとして、エルジンジャン裁判所の判決を差し戻した。エルジンジャン裁判所は、改めて終身刑を言い渡し、この判決は最高裁第一刑事小法廷で支持された。しかし最高裁首席検事はこれを不服とし、「不当な挑発」による殺人であるとして一二年から一八年を求刑し、最高裁刑事大法廷に上訴した。

最高裁刑事大法廷で首席検事は、姦通を犯した妻を夫が殺すのは夫のナームスを購うための行為であるが、女性の行為は貞操義務に反

する振る舞いであるから、夫には「不当な挑発」による減刑条項が適用されるべきだと述べ、この事件についても被告人が自分の婚約者が被害者男性と関係を持っていたことを知ったことは挑発を受けたに等しく、減刑が妥当だと主張した。

そのうえで、「因習殺人」について次のような見解を述べた。いわく、ナームス殺人が個人の意思で実行されるのたいし、因習が動機の殺人は「部族のような大きな集団の決定」によるものであり、「実行犯と被害者が親族関係にあることは必ずしも条件ではないものの、一般的には拡大家族的な関係のなかで、家族の一員にたいして実行されるもの」である、と。

首席検事はさらに、「ナームス殺人」は「因習殺人」とは異なり、特定の地域で起きるものではないと述べ、そうすることによって「因習殺人」は東南部のクルド系住民に固有のものであり、したがってエルジンジャンで起きたこの事件は「因習殺人」に該当しないと言外に述べた。

最終的に最高裁大法廷は多数決で、首席検事の主張を認めるといふ判断を下した。事件の報道はこ

ここで終わっているが、この時点で被告人の刑は、当初の終身刑から、最長でも一八年に短縮されることが決定的となったのである(二〇一一年六月一六日付 *Milliyet* 紙、二〇一一年六月一六日付 *Sabah* 紙、二〇一一年六月一七日付 *Ozgur Gundem* 紙)。

最高裁がその判断において、「因習殺人」を親族や部族の合議によるものと定義したことは、名誉殺人に減刑の道を開くことになった。被告は、ナームスが動機だと述べても、「家族から圧力を受けたからではなく、自分の意志で実行した」と主張すれば、「因習殺人」ではないとみなされて終身刑を免れる可能性が生まれたのである。

だがヨナルのルポルタージュも示すように、たとえ誰にも相談せず一人で犯行を決断した場合であっても、周囲から無言の圧力がかかっていることは珍しくないと思えば、こうした区別は形式的にすぎない。その場合、加害者男性に同情的な司法による救済だという深読みは、あながち間違いではないだろう。

●〈文明 vs 野蛮〉の陥穽

最高裁の判断には、別の含意も

ある。名誉殺人の一部が「因習殺人」の名のもとに、「東南部のクルドに固有のもの」「部族的で遅れた社会のもの」としてくり出されたことである。

トルコの東南部はクルド系住民が多く、国内でもっとも開発が遅れている。部族的な社会構造が残っているともいわれる。一九九〇年代になりトルコ軍とトルコからの分離独立を要求するクルド非合法武装組織PKKのあいだで戦闘が激化すると、軍に村を出ること強いられ、あるいは戦闘を避けるために、多くの人々が西部のイスタンブルや地域の中核都市への移住を余儀なくされた。彼らは内戦地域の出身者であり、家畜や家財を村に残して移住せざるをえず経済的に逼迫しているために、都市の住民、とりわけトルコ系の住民からはしばしば差別や恐怖の対象にされてきた。

だが名誉殺人を、「因習に縛られ、野蛮な」クルドや東南部に固有の事象としての「因習殺人」と、近代社会でも普遍的にみられる激情による殺人に振り分け、前者を焦点化するならば、名誉殺人の本質がみえづらくなるおそれがある。「因習殺人」として分類された殺

人以外の名誉殺人は視野からはずれて追及されなくなり、結果として、名誉殺人を名誉殺人たらしめている共通要素、つまりナームスを理由に人を殺すことを人びとが正当化するという事実が看過されてしまうからである。

最高裁は「因習殺人」を、近代的な個人とは真逆の「部族」や「親族合議」の世界に属すものとして、その他の名誉殺人から区別した。一方、名誉殺人を総体として遅れたものとする捉え方もある。名誉殺人にたいするそうした見方は、人権団体やフェミニスト活動家、識者のあいだで広く共有されており、マス・メディアの報道や国際機関や政府の調査報告書の多くも同様のトーンで貫かれている。

たとえば、トルコ人口学会は、国連人口基金と国連開発計画の支援により、イスタンブルと東南部の三都市(アダナ、ウルファ、バトマン)で、住民とNGO関係者らに名誉殺人についてインタビュー調査を実施し、住民の多くが名誉殺人を肯定していることが明らかとなった。調査結果をとりまとめた社会学者のカルデムは、名誉殺人を防ぐために、シエルターの増設など短期的で対症療法的な戦

略とともに、長期的には女性の地位向上が必要であるとし、女性自身が人権、早婚や強制結婚の弊害、家族とのコミュニケーションの方法などについて学習し、権利意識と自己決定能力を高めることの必要性を指摘した(参考文献④)。

人権教育や啓発活動などが、名誉殺人を含む女性への暴力防止の有効な手段であることは間違いないだろう。しかし一方で、名誉殺人を後進性や因習、伝統、野蛮といったものと結びつける言説には落とし穴も潜んでいることに注意しておきたい。

社会学者のコワジュオールは名誉殺人の言説がもたらす効果について、鋭い指摘を行っている。コワジュオールによれば法や人権、フェミニズム、マス・メディア、EU、トルコ国家といった近代的政治的制度が「名誉殺人は伝統的なものだ」と発話することを通じて、「伝統的なもの」という概念が再生産される。「伝統的なもの」と語る行為は、その反対物として「モダンなもの」の概念を生産する。たとえば、新聞の社会面で描かれる名誉殺人は、犠牲者の娘、銃の引き金を引く弟、鬼のような母、冷酷な父、遅れた社会といっ

たイメージによって彩られているが、そうした描き方がされることによって、これらのイメージとは正反対のモダンなもののイメージ―優しい母、民主的な父、友達のような弟、進歩的な社会などが同時に喚起される。こうした構図のもとでは、法や人権などの近代的政治的制度こそが「伝統的なもの」を産み出していることはみえにくい。近代的政治的制度は、伝統とは無関係か、むしろそれと対峙しているかのようにみえてしまう。その結果名誉殺人は、伝統的なものである以上起きることが自然で当然であり、仕方のないことだと思われ、存続が許されてしまうのである(参考文献⑤)。

●おわりに

トルコでは名誉殺人は連日のように新聞で報道され、世論の関心を集めている。刑法の厳罰化をはじめ、取り締まりと防止のための法制度も整備されてきた。だが、報道のされ方や法の運用をみるなら、名誉殺人やその一部が「因習殺人」として、文明の欠落によるものと解釈され、特定のエスニシティ(クルド)や地域(東南部)に固有の問題とみなされてきた⁽¹⁾

とも明らかである。名誉殺人を大部分の市民とは無関係の「彼ら」の問題だと突き放してしまうなら、なぜナームスを理由に人が殺されるのか、という名誉殺人の本質的な問題をとらえることはかなわない。近代と伝統の二項対立的な思考の枠組みを離れて名誉殺人と向き合うことが、求められているのではないか。

(むらかみ かおる)アジア経済研究所 中東研究グループ)

《参考文献》

- ① Başbakanlık İnsan Hakları Başkanlığı. 2007 *Töre ve Namus Cinayetleri Raporu: Sessizliğini Duyan Var mı?* Ankara: Başbakanlık İnsan Hakları Başkanlığı. 2008.
- ② Ilkcaracan, Pinar. "Reforming the Penal Code in Turkey: The Campaign for the Reform of the Turkish Penal Code from a Gender Perspective." (web version, September 2007) Institute of Developing Studies. 2007. (<http://www.ids.ac.uk/ids/Part/proj/pnp.html>)
- ③ KAMER. *İstersek Biter -- We Can Stop This*. Istanbul:

Bardan Matbaacılık. 2011.

④ Karden, Filiz. *The Dynamics of Honor Killings in Turkey: Prospects for Action*. Ankara: Population Association. 2005.

⑤ Kogacıoğlu, Dicle. "The Tradition Effect: Framing Honor Crimes in Turkey." *Differences*: 15(2). 2004.

⑥ Parla, Ayşe. "Honor: Turkey and Caucasus." In Suad Joseph et al eds. *Encyclopedia of Women and Islamic Cultures, Volume II Family, Law and Politics*. Leiden: Brill. 2005.

⑦ 村上薫「トルコの都市貧困女性と結婚・扶養・愛情―ナームス(性的名誉)再考の手がかりと―」『アジア経済』第五四巻 第三号、二〇一三年。

⑧ モナル・アイシエ『名誉の殺人―母、姉妹、娘を手にかけた男たち』安東建訳、朝日新聞出版 二〇一三年。